

# NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

令和6年8月29日

問い合わせ先



(所属) 海上安全環境部 外国船舶監督官

(電話) 06-6949-6433

(担当) 山根、平田

## PSC 集中検査キャンペーンを実施します！

東京 MOU(アジア・太平洋地域における PSC 協力体制。日本国も参加)の加盟国・地域では、パリ MOU(欧州・北大西洋地域における PSC 協力体制)と毎年、テーマを協議し、同じテーマのもと、PSC 集中検査キャンペーン(CIC : Concentrated Inspection Campaign)を実施しています。

近畿運輸局におきましても、9月1日から11月30日までの期間、同キャンペーンに取り組み、より一層の国際ルールの遵守に対する認識の向上を図っていきます。

なお、今年度のテーマは「船員の賃金及び雇用契約」で、下記に掲げる事項をはじめとした確認を実施します。

### 【主な確認事項】

- ① 船員の雇用契約と実際の雇用状況が、海上労働条約で定める基準を満たしていること
- ② 船員の雇用契約、労働協約及び海上労働条約に従って、船員に対する給与等が適切に支給されていること
- ③ 船員の死亡や長期障害の補償、送還のための金銭上の保証に係る文書について、船員が船内で利用できること

配布先

海事関係業界紙

## <参 考>

### 1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control) とは

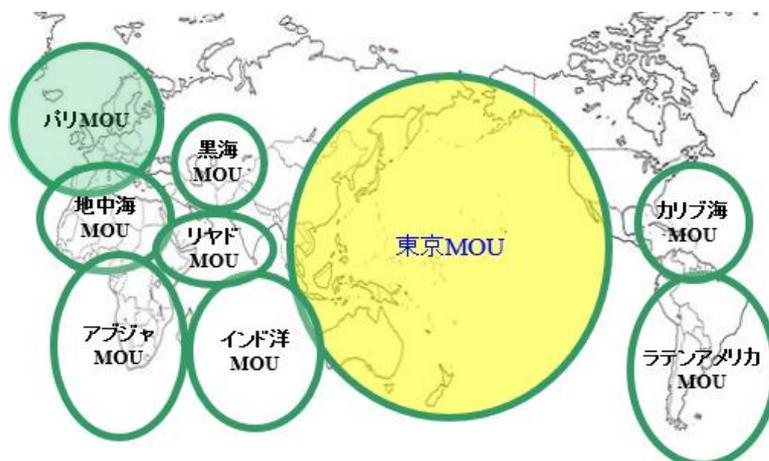
旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務があります。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、このような船舶の排除が国際的に重要な課題となっているところです。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、自国に入港する外国船舶へ対して立入検査を行うことをPSCといい、寄港国の権利として、IMO(国際海事機関)の条約等により認められています。

### 2. 「MOU」(エムオウユウ : Memorandum of Understanding) とは

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書のことです。MOU参加国は、過去の基準不適合船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施しています。

### 3. 東京 MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在22の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、メキシコ及びベトナム)が加盟しています。



### 4. パリ MOU

1982年に活動を開始した、欧州・北大西洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在28の国(ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス)が参加しています。

### 5. 過去5年間の集中検査キャンペーンのテーマ(実施時期:9月1日~11月30日)

2023年(令和5年)船舶の火災安全対策

2022年(令和4年)STCW条約全般

2021年(令和3年)船舶の復原性全般

2019年(令和1年)非常用システムと手順

注)2020年(令和2年)については、新型コロナウイルス感染の影響により未実施